

Title	産総研における研究開発評価
Author(s)	平栗, 洋一; 秋道, 斉
Citation	年次学術大会講演要旨集, 30: 140-143
Issue Date	2015-10-10
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/13245
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

産総研における研究開発評価

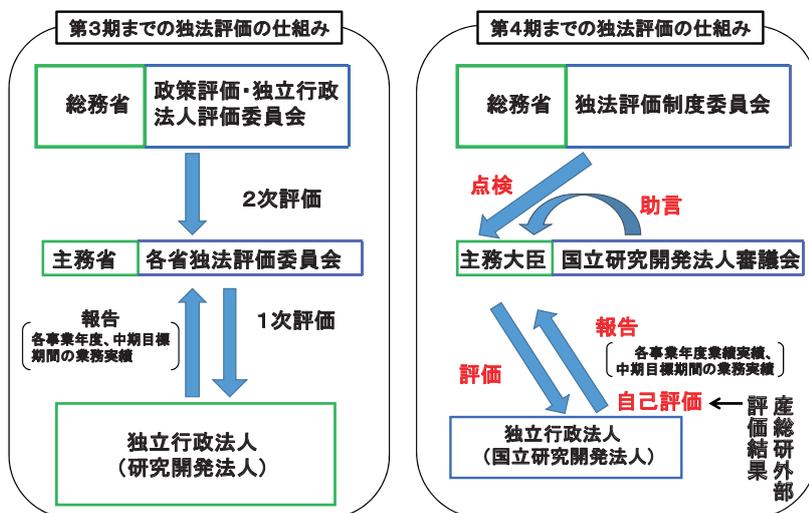
○平栗洋一，秋道斉（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

独立行政法人通則法の改正により、新たに設けられた国立研究開発法人と位置づけられた産業技術総合研究所（産総研）は、平成 27 年 4 月 1 日からの第 4 期中長期目標期間（5 年間）において、昨今のイノベーションを巡る世界情勢や国家戦略等を踏まえた新たな制度・体制の下で出発することとなった。

1. 独立行政法人制度の改革

第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）には、研究開発の実施体制の強化として「研究開発法人の改革」、科学イノベーション政策における PDCA サイクルの確立として「PDCA サイクルの実効性の確保」、「研究開発評価システムの改善及び充実」がうたわれている。新しい独立行政法人制度では、上記基本方針を踏まえた改正方針が示され、（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）、独立行政法人通則法が改正された（平成 26 年 6 月 13 日）。

新しい通則法では、「業務の特性を踏まえた法人の分類」として、各独法は、「中期目標管理法」、「国立研究開発法人」、「行政執行法人」の 3 つに分類された。また、「PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築」として、主務大臣が、



目標の設定とともに、業績評価を実施するなど目標・評価の一貫性・実効性を向上させることなどが盛り込まれた。また、大臣評価の際には、各独法が自ら評価を行った結果を明らかにした自己評価書を活用することとされている。

それに伴い、産総研は「研究開発の最大化」を目的とし、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む「研究開発型の法人」と位置づけられ、平成27年4月1日から第4期中長期目標期間（5年間）を新たな制度・体制でスタートした。

2. 第4期中長期目標

第4期中長期目標期間において、産総研は、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上のため、(1)「橋渡し」機能の強化、(2)地質調査、計量標準等の知的基盤の整備、(3)業務横断的に研究人材の拡充、流動化、育成及び組織の見直しに取り組むものとされた。また、重点的に推進する研究開発を、【エネルギー・環境】【生命工学】【情報・人間工学】【材料・化学】【エレクトロニクス・製造】【地質調査】【計量標準】の7研究領域に分類するとともに、これらの研究領域を一定の事業等のまとまりと捉え評価を実施するとされた。また、評価に当たっては、それぞれの評価単位ごとに示された評価軸について、評価指標、モニタリング指標を適切に勘案して実施することとされている。

産総研は、与えられたミッションを達成するために、主務大臣より示された第4期中長期目標に基づき、第4期中長期計画を策定した。

3. 産総研の組織、研究体制及び評価システム

第4期中長期計画において「橋渡し」機能を強化するため、産総研の研究組織を重点的に推進する研究領域に対応した7つの領域へと再編した。また、各領域には、研究ユニットとして、研究部門、研究センターを設置した。

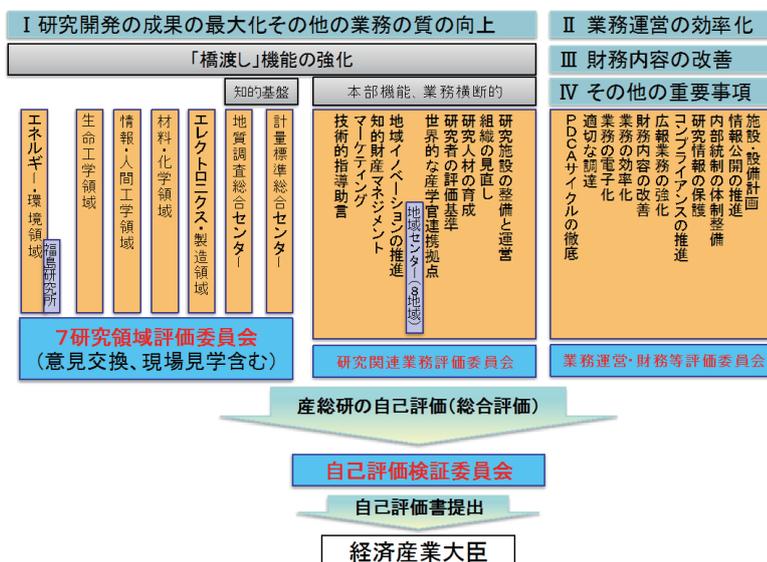
これらの組織体制のもと、各研究課題について、橋渡しにつながる基礎研究（目的基礎研究）、橋渡し研究前期及び橋渡し研究後期の研究を一体的かつ連続的に行うことで目標達成に向けた最適化を図る。その際には、マーケティング力及び大学や他の研究機関との連

携の強化、戦略的な知的財産マネジメント及び地域イノベーションの推進などにも考慮することとした。

地質調査、及び計量標準に関する我が国における責任機関として、知的基盤の整備と高度化を国の知的基盤整備計画に沿って実施する。

また、業務横断的な取り組みとして、研究人材の拡充、流動化、育成のために大学等との新たな連携制度（クロスアポイント制度、リサーチアシスタント制度）を導入するなどとした。

産総研が自ら実施する評価については、主務大臣による産総研評価の際に提出が求められている自己評価書の作成にも対応するために、「7 研究領域」、「本部機能・業務横断的事項」及び「業務運営の効率化・財務内容の改善・その他に関する事項」を一定の事業のまとまりと捉えて評価する体制とした。評価の際には、大綱的指針に基づいた客観的な観点からの評価を行うために、外部専門家・有識者を評価委員とした。また、評価にあたっては、主務大臣による評価と同様の



項」及び「業務運営の効率化・財務内容の改善・その他に関する事項」を一定の事業のまとまりと捉えて評価する体制とした。評価の際には、大綱的指針に基づいた客観的な観点からの評価を行うために、外部専門家・有識者を評価委員とした。また、評価にあたっては、主務大臣による評価と同様の

評価軸（革新的技術シーズを事業化につなげる橋渡し研究ができているか等）を基本とし、評価指標（民間資産獲得額、知的財産創出の質的量的状況、人材育成人数、具体的な研究開発成果、地質図・地球科学図等の整備状況、計量標準の整備状況等）、モニタリング指標（論文発表数、マーケティングの取り組み状況、大学や他の研究機関との連携状況）を適切に勘案して実施することとした。これらの外部評価結果をベースとした自己評価結果を、自己評価検証委員会においての外部有識者の意見をふまえて、自己評価書として主務大臣に提出することとした。

4. 従来の評価システムからの変更点

第3期中期目標期間では、研究ユニット単位での評価を実施してきた。この評価は、各研究ユニットが中期目標に対応した「ユニット戦略課題」の研究成果に対する研究実績評価及び「ユニット運営の取り組み」や「イノベーション推進の取り組み」といった各研究ユニットのマネジメントに対する機関評価の両方の側面を持っていた。また、各研究ユニットは、細かい単位の研究課題ごとに評価することとしていたため、毎年度多くの評価項目を評価することとなっていた。その結果、評価者、被評価者双方に過重な評価作業負担を課している面があった。また、それぞれの研究課題は、それぞれに詳細な目標が設定されていたため、研究の進捗、社会情勢の変化に対応して柔軟に目標設定を変えていくことが難しくなっていた。

第4期においては、政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくためには、研究開発課題や研究資金制度をプログラム化し、研究開発プログラムの評価を適切に実施することを通じて、次の研究開発につなげていくことが重要であることが大綱的指針などで示された。産総研では、研究開発プログラムを推進する主体を領域とし、各々の中期計画項目ごとの大括りの研究課題の実績評価に重点を移すことによって、負担が少なく、適切な評価が実施できると考えている。同時に、前述した自己評価としても効果的、効率的な評価になると考えている。